輪島市穴水町環境衛生施設組合規約

（昭和 40 年 6 月 19 日告示第 1 号）
改正　昭和 42 年 3 月 22 日　昭和 49 年 4 月 8 日
平成 7 年 7 月 28 日　平成 18 年 1 月 11 日
平成19 年 3 月 26 日　平成 21 年 3 月 19 日
平成 21 年 7 月 8 日　平成 23 年 3 月 24 日
平成24 年 9 月 28 日　平成 26 年 5 月 30 日
平成 27 年 7 月 1 日　平成 29 年 7 月 1 日
平成 29 年 12 月 13 日　平成 30 年 4 月 1 日
令和 3 年 4 月 1 日　令和 4 年 3 月 19 日
令和 8 年 3 月 27 日

（名称）

第 1 条　この組合は、輪島市穴水町環境衛生施設組合と称する。

（組合を組織する市町）

第 2 条　この組合は、輪島市及び穴水町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条　この組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

（１）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条に規定する一般廃棄物の処理に関する計画の策定に関すること。

（２）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項に規定する次に掲げる一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関すること。

ア　ごみ焼却施設

イ　マテリアルリサイクル推進施設

ウ　山中最終処分場

エ　原最終処分場

（３）墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 7 項に規定する火葬場の設置、管理及び運営に関すること。

2　前項の事務を共同処理する区域は、関係市町の区域とする。ただし、同項第 2 号ウに規定する一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務については、輪島市（旧門前町の区域に限る。）及び穴水町の区域とする。

（事務所の設置）

第 4 条　この組合の事務所は、石川県輪島市門前町原 1 の 15 番地 1 に置く。

（組合の議会）

第 5 条　この組合の議会の議員の定数は 6 名とし、その選出区分は次のとおりとする。

輪島市　3 名　　穴水町　3 名

2　前項の組合の議会の議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちから選挙する。

3　前項の選挙が終ったときは、関係市町長は直ちにその結果を組合長に通知しなければならない。

（議員の任期）

第6条　この組合の議会の議員の任期は、関係市町の議員の任期中とする。

2　議員に欠員が生じたときは、関係市町議会において直ちに補欠選挙を行う。

3　補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

（議長及び副議長）

第7条　この組合の議員のうちから、議長及び副議長を各１名選挙する。

2　議長及び副議長の任期は、議員の任期とする。

（組合の執行機関）

第8条　この組合に組合長及び副組合長を置く。

2　組合長は、関係市町の長の互選により定める。

3　副組合長は、関係市町の長のうち組合長以外の者をもって充てる。

4　組合長及び副組合長の任期は、関係市町の長の任期による。

（運営理事会）

第9条　この組合に運営理事会(以下「理事会」という。)を置く。

2　理事会は、組合長及び副組合長並びに関係市町の長及び副市町長もって組織する。

3　理事会は、組合運営の重要事項について協議する。

4　理事会は、必要に応じて組合長が招集する。

（会計管理者）

第10条　組合に会計管理者を置く。

2　会計管理者は、関係市町の会計管理者のうちから、組合長が任命する。

（組合の補助機関）

第11条　この組合に必要な職員を置き、組合長がこれを任免する。

（監査委員）

第12条　この組合に監査委員を置く。

2　監査委員の定数は２人とし、組合長がこの組合の議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者、及びこの組合の議会の議員のうちからこれを選任する。

3　監査委員の任期は４年とする。但し、この組合の議員のうちから選任されたものにあっては、その議員の任期とする。

4　監査委員はその任期を満了した場合においても、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うものとする。

（経費の支弁方法）

第13条　この組合の経費は、関係市町の分担金並びに使用料、手数料、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

2　前項の分担金は、別表の定めるところにより関係市町が負担する。

附　則

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附　則（昭和42年3月22日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附　則（昭和49年4月8日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附　則（平成7年7月28日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附　則（平成18年1月11日）

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附　則（平成19年3月26日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附　則（平成21年3月19日）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附　則（平成21年7月8日）

この規約は、平成21年8月1日から施行する。

附　則（平成23年3月24日）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成23年10月1日から施行する。

附　則（平成24年9月28日）

この規約は、平成24年10月1日から施行する。

附　則（平成26年5月30日）

この規約は、石川県知事の許可のあった日から施行する。

附　則（平成27年7月1日）

この規約は、平成27年7月1日から施行する。

附　則（平成29年7月1日）

この規約は、平成29年7月1日から施行する。

附　則（平成29年12月13日）

この規約は、平成29年12月13日から施行する。

附　則（平成30年4月1日）

この規約は、平成30年4月1日から施行する

附　則（令和3年4月1日）

この規約は、令和3年4月1日から施行する

附　則（令和4年3月19日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

附　則（令和８年３月 27 日）

この規約は、石川県知事の許可の日から施行する。

別表（第 13 条関係）

経　費　区　分		負担割合
一般廃棄物の処理に関する計画の策定に関する経費		当該年度の９月 30 日現在の住民基本台帳に基づく人口割合
ごみ焼却処理施設	建設費及び関連経費	輪島市　　75％ 穴水町　　25％
	維持管理費	当該年度の処理実績割合
マテリアルリサイクル推進施設	建設費及び関連経費	輪島市　　75％ 穴水町　　25％
	維持管理費	当該年度の処理実績割合
最終処分場	維持管理費	当該年度の処理実績割合
	水質検査等に係る経費	累計の処理実績割合
火葬場	維持管理費	当該年度の処理実績割合
その他組合の運営管理に関する事務に要する経費		輪島市　50％ 穴水町　50％

備考

１　当該年度の処理実績割合及び累計の処理実績割合が確定し、関係市町の分担金の負担額に過不足が生じた場合は、翌年度に精算を行うものとする。

２　この組合が構成団体となる一部事務組合に対する負担金等については、当該一部事務組合が定める負担金等の算出方法により算出された金額をもって関係市町の負担とする。